

植物生産研究センター事業推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は植物生産研究センター事業推進のため、植物生産研究センター事業推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営について定める。

(所掌事務等)

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事務等を所掌する。

- (1) 事業に関する専門的知見からの助言・提案
- (2) 実施事業の点検・評価
- (3) 事業成果の普及促進

(構成、組織)

第3条 委員会は、植物生産研究センター事業にかかる専門分野に関して優れた見識を持つ者の中から、市長が依頼する学識経験者等（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 委員会に対して助言を行うため、顧問を置くことができる。

3 植物生産研究センター事業等の課題に関してさらに調査検討を加えるため、委員会に小委員会を置くことができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長をおく。

2 委員長は、委員の互選によって選出する。

(委員会の招集等)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集し、随時開催する。

2 特別な理由により、前項の委員会を開催できない場合は、書面又は電磁的記録により所掌する事務を行うことができる。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(顧問及び委員の任期)

第6条 顧問及び委員の任期はともに平成29年3月31日までとする。

2 平成29年4月1日からの顧問及び委員の任期はともに2年とし、以降も同様とする。

3 既任委員の任期途中で就任した新たな委員の任期は、既任委員の残任期間とする。

(顧問及び委員の再任)

第7条 顧問及び委員の再任を妨げないものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、西宮市土木局公園緑化部花と緑の課において担当する。

(謝礼)

第9条 顧問及び委員並びに第5条第3項に規定する者への謝礼は、西宮市条例第19条「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例」別表に定める付属機関の委員の報酬額に準ずる。

付 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。